新高岡駅周辺賑わい創出支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新高岡駅周辺においてトレーラーハウス又は移動販売車を用いた新たな出店形態により飲食・物販等のサービス提供を行う事業者を支援し、もって新高岡駅周辺の賑わい創出と魅力向上に繋げるため、新高岡駅周辺賑わい創出支援事業補助金の交付に関し、高岡市補助金等交付規則(平成17年高岡市規則第32号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

- 第2条 補助金の交付の対象とする事業(以下「補助対象事業」という。)は、別図の指定 区域において実施される次の事業とする。
 - (1) トレーラーハウスを用いた仮設店舗による飲食・物販等のサービス提供を行う事業で、以下の要件をすべて満たすもの
 - ア 3か月以上継続して、1日6時間以上の営業を週4日以上行うこと
 - イ 指定区域の使用許可を受けていること
 - (2) 移動販売車を用いた飲食・物販等のイベント事業で、以下の要件をすべて満たすもの ア 2台以上の移動販売車が出店する短期的なイベントであること
 - イ 集客を図るため、事前の周知等を行うこと
 - ウ 新高岡駅周辺の賑わい創出と魅力向上に資するものとして市長が適当と認めるイベントであること
 - エ 指定区域の使用許可を受けていること

(補助対象経費等)

- 第3条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助金の額及び補助対 象期間は、別表に掲げるとおりとする。
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨て るものとする。

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の区分に掲げる者とする。
 - (1) 第2条第1号に掲げる事業 トレーラーハウスによるサービス提供を行う者
 - (2) 第2条第2号に掲げる事業 移動販売車を用いた飲食・物販等のイベントの主催者
- 2 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 日本標準産業分類(平成26年4月1日施行)における小売業又は飲食サービス業に該当する事業を営む者であること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受ける業種その他市長が不適当と認める業を営む者を除く。
 - (2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)及び移動販売を行うための保健所の営業許可等、 関連する必要な法令及び手続きを遵守すること。
 - (3) 補助対象経費について、市の他の補助金の交付を受けていないこと。 (交付の申請)
- 第5条 補助対象事業に係る補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、高岡市新高岡駅周辺賑わい創出支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 食品を扱う場合は、食品衛生法に基づく営業許可証の写し
 - (2) 出店する土地の使用許可書の写し
 - (3) 第2条第1号に掲げる事業にあっては、次に掲げる書類

- ア 出店する区域の位置図及び設置計画図
- イ トレーラーハウス設置に係る事業計画書及び資金計画書
- (4) 第2条第2号に掲げる事業にあっては、次に掲げる書類
 - ア イベントを実施する区域の位置図及び配置計画図
 - イ イベントの計画書、移動販売車の予定台数が確認出来る書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
- 3 第2条第1号に掲げる事業であって、補助対象期間が年度を跨ぐ場合は、補助対象期間 の終了日が属する年度に補助金の交付の申請を行うものとする。この場合において、前項 第3号に掲げる書類には、既に経過した補助対象期間にかかる出店実績及び申請日以降の 計画を記載するものとする。

(交付の決定)

- 第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。
- 2 補助金の交付は、同一の申請者につき、第2条第1号に掲げる事業にあっては1回限 り、第2条第2号に掲げる事業にあっては補助対象となるイベントの開催の都度交付する ことができるものとする。

(決定の通知)

- 第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、高岡市新高岡駅周辺賑わい創出支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前条の審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付 しない旨を申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた後において、補助対象事業の内容若しくは予算の変更又は補助対象事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、補助事業変更(中止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助事業等実績報告書(様式第4号)に収支決算書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて行 う現地調査等の結果、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、高岡市新高岡駅 周辺賑わい創出支援事業補助金確定通知書(様式第5号)により補助金の額を通知するも のとする。

(補助金の交付請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第13条 補助事業者は、補助対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書

類(市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。)を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し等)

- 第14条 市長は、規則第17条に基づき、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 前項の規定は、第10条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。 (補助金の返還)
- 第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告、検査及び指示)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若 しくは補助対象事業の施行上必要な指示をし、又は第13条の帳簿その他関係書類について 検査することができる。

(補助金の流用の禁止)

- 第17条 補助事業者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。 (その他)
- 第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

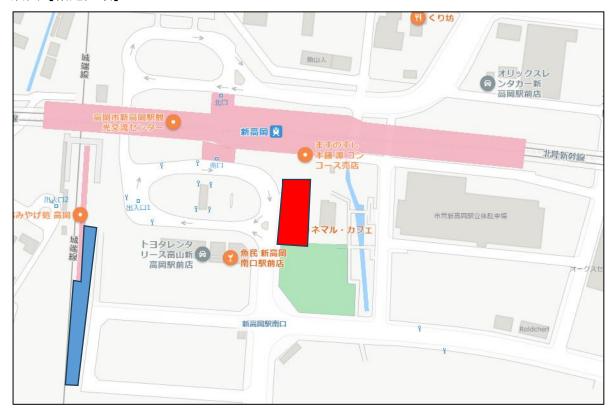
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年 月 日から施行する。
 - (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者にかかる規 定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表(第3条関係)

区分	補助対象経費	補助金額	補助対象期間
トレーラーハウス	・トレーラーハウスの購	・補助対象経費の額に	・第2条第1号の
を用いた仮設店舗	入、賃貸、リースに要	2分の1を乗じて得	要件を満たす営
による飲食・物販	する経費	た額。ただし、40万	業期間のうち、
等のサービス提供	・仮設店舗の開設にかか	円を限度額とする。	3か月間
を行う事業	る看板等の設置経費		
	(移動可能な什器等の		
	設置経費は除く。)		
移動販売車を用い		・イベントの開催1回	
た飲食・物販等の	_	につき、移動販売車	_
イベント事業		1台あたり5千円	

別図【指定区域】



の箇所はトレーラーハウス、移動販売車ともに出店可能なエリア

の箇所は移動販売車のみ出店可能なエリア